(2)　その雇用する被保険者に対して、専門実践教育訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき千六百時間を限度とする。）に四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）を乗じて得た額

第百三十三条第一項第一号ハ(1)中「（以下この項において「一般職業訓練」という。）」の下に「（次の(2)に定めるものを除く。以下この(1)及び次号イにおいて同じ。）」を加え、同号ハ(3)を同号ハ(4)とし、同号ハ(2)を同号ハ(3)とし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2)　キャリアアップ計画に基づき、その雇用する有期契約労働者等に一般職業訓練（専門実践教育訓練を活用したものに限る。次号ロにおいて同じ。）を受けさせる事業主であること。

第百三十三条第一項第二号イ(1)中「当該定める額」を「当該定める額」に改め、同号ニ中「前号ハ(3)」を「前号ハ(4)」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「前号ハ(3)」を「前号ハ(4)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前号ハ(2)」を「前号ハ(3)」に改め、同号ロ(1)中「当該定める額」を「当該定める額」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前号ハ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　その雇用する有期契約労働者等に対して、一般職業訓練を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に五百円（中小企業事業主にあつては、八百円）を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二十五条第一項第一号に規定する一般型訓練、若年人材育成型訓練、成長分野等人材育成型訓練、グローバル人材育成型訓練、熟練技能育成継承型訓練、対象認定実習併用職業訓練、育休中・復職後等能力向上型訓練を実施する事業主又は自発的職業能力開発経費を負担する事業主に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百三十三条第一項第一号ハに規定する一般職業訓練又は有期実習型訓練を実施する事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

○国土交通省令第五十一号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十条第一項の規定に基づき、通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「八千七百円」を「一万一千七百円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年五月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一一〇六	和田　義春	二六、四、二二	本人からの申請
一一一三	金子　桂子	二六、四、二二	本人からの申請
一四〇五	緒方　力	二六、四、二二	本人からの申請
二二九二	石橋　治男	二六、四、二二	本人からの申請
三一三二	竹濱　尚司	二六、四、二二	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年五月十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四六三六	二六、四、二五	大塚　茂樹
四六三七	二六、四、二五	川邉　憲一
四六三八	二六、四、二五	森田　範文

○法務省告示第二百三十七号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地間切嘉手苅村九十二番地内第一号　伊志嶺與能志

○法務省告示第二百三十八号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村百五番地　根間　次良

○法務省告示第二百三十九号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。